

■基本条例とは

地方分権が進む中で、地域自らの意思と責任でまちづくりに取り組むことが、これまで以上に求められています。

「基本条例」は、協働のまちづくりを進めるために必要な市民参加や、市の仕事の進め方などの基本的事項について定めている条例です。

■条例の役割は

この条例を市民の皆さんと行政が、共通のルールとして共有し、力を合わせてまちづくりを進めてることで、市民参加が促進され、協働のまちづくりがより一層、進むことが期待されます。

また、条例制定やまちづくりに関する計画の策定にあたっては、最大限尊重しなければならない、規範としての役割を担うものです。

■育てる条例

基本条例の成果は、すぐに現れてくるものではありません。市民の皆さんと行政が、条例の主旨を共有し育していくことが大切です。

条例には見直し規定を設けています。社会情勢の変化に対応する条例とするため、市民の皆さんと行政がともに取り組むことが必要です。

まちづくりの情報はわかりやすく伝えてほしいね。

まちづくりのしくみがわかりやすくなつたね。

わたしも、何かした~い!

■前文

帯広市は、先住民族であるアイヌの人たちが自然と共生して暮らす大地に、高い志をもった民間の開拓団・晚成社をはじめ、さまざまな地域から入植した人々が、苦難を乗りこえ、北海道東部の平原に築いた都市です。

農業を基幹産業とする十勝平野の中央部にあって、産業・経済、教育・文化、行政、交通などが集積する中核都市として発展してきています。

私たちは、風土によって培われてきた、おおらかな気風や進取の精神、歴史や文化に誇りをもち、先人から受け継いだ澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、地域のかけがえのない財産として、未来に引き継いでいかなければなりません。

今日、経済の発展、地方分権の進展などにより、地域社会は大きく変化しています。

これからの中では、誰もが住みよい、活力にあふれ、個性と魅力のある、安全安心で快適なまちづくりをめざし、地域の意思と責任に基づく、主体的なまちづくりをすすめていかなければなりません。

そのため、互いに支えあう心を呼び起こし、夢と希望を持ち、市民と市が力を合わせて協働のまちづくりをすすめ、豊かな地域社会の実現をめざすため、この条例を制定します。

帯広市まちづくり基本条例

基本理念 市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、協働のまちづくりをすすめます。

平成18年12月1日 議決 / 平成19年4月1日 施行

市民

市民は、まちづくりに参加する権利と、まちづくりの主人公として意識と責任を持つことが求められます。

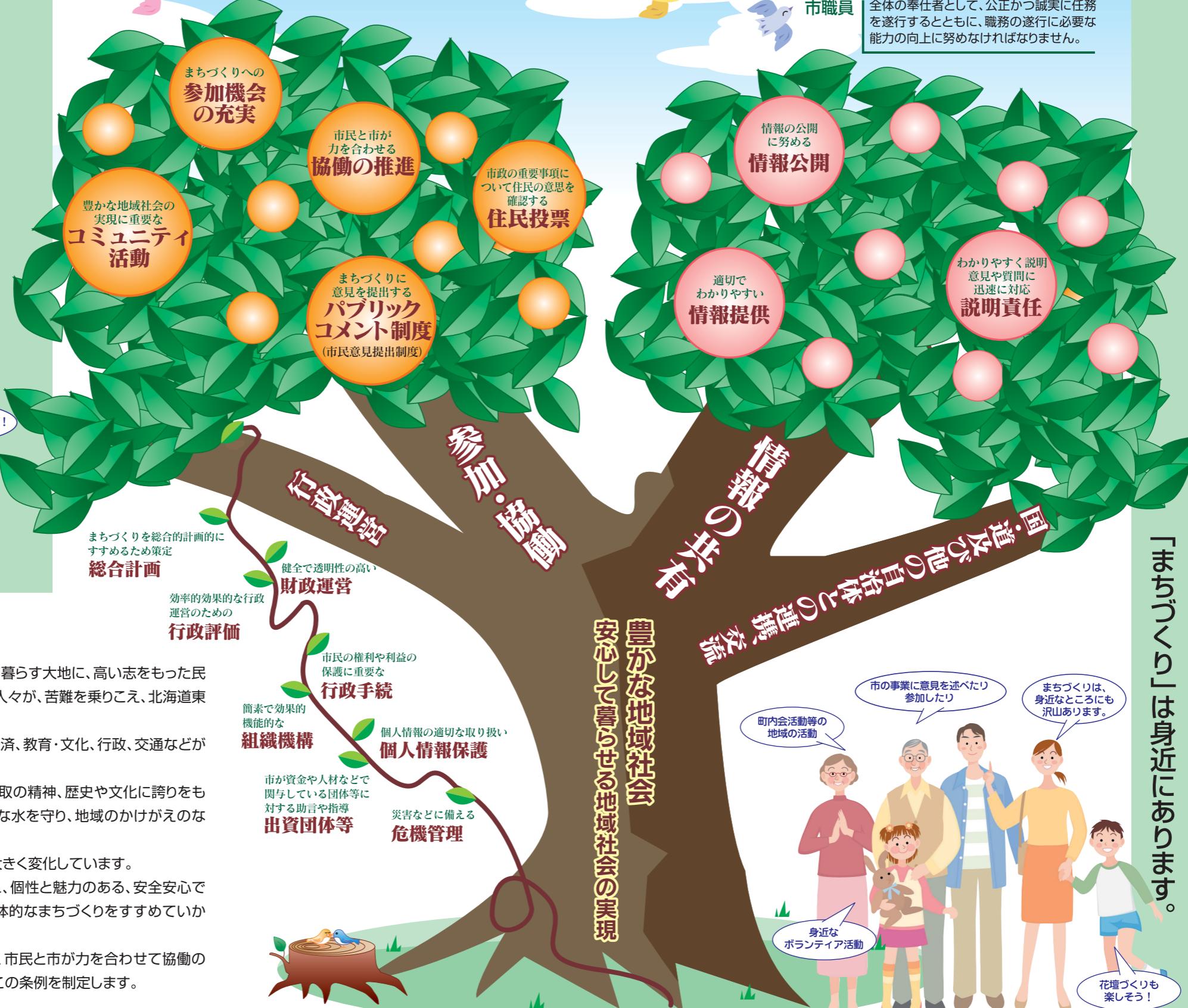
役割

市長

市長は、帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政をすすめるとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かしたまちづくりを推進しなければなりません。

市職員

全体の奉仕者として、公正かつ誠実に任務を遂行するとともに、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければなりません。



「まちづくり」は身近にあります。



まちづくり基本条例Q & A



Q 市民とは

A 条例では、市内に住んでいる人だけでなく、市内に通勤、通学している人や市内で市民活動や事業活動を行っている人や団体を含んでいます。

Q まちづくりとは

A 都市基盤の整備などのハード面ばかりではなく、福祉、環境、教育などのソフト面を含む幅広い取り組みを「まちづくり」と表現しています。

Q パブリックコメント制度(市民意見提出制度)とは

A 市民生活に大きな関わりのある計画の策定や条例の制定などについて、事前に案を公表し、広く市民の皆さんの意見をまちづくりに活かす制度です。

Q 条例の位置づけは

A 今後、制定する条例・規則や計画等は、この条例の主旨を最大限に尊重してつくることになります。その意味では、まちづくりの規範となる条例です。



Q 住民投票とは

A 市長が市政の重要な事項について、直接住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票を行うことができます。また、住民は、法令に基づき住民投票条例の制定を請求することができます。

Q コミュニティ活動とは

A コミュニティは、地域を単位とした町内会をはじめ、テーマ別に活動しているボランティアグループなど、多様な団体、組織を含んでおり、豊かな地域社会の実現に重要な役割を担っています。



Q 協働とは

A 市民の皆さんと行政または市民同士が、それぞれの役割と責任に基づき、互いに尊重しながら、協力し合い、まちづくりをすすめることをいいます。



Q 条例はどのようにしてできたの

A 15名による市民検討委員会で約1年間の活発な論議や検討のほか、市民ワークショップなどの意見も踏まえた提言書をもとに作成し、市議会の審議、議決を経て制定しました。



Q 条例で何が変わるのか

A 成果は、すぐに目に見えて現われるものではありませんが、この条例に基づき、市民の皆さんと行政が力を合わせて、まちづくりに取り組むことにより、着実に市民主体のまちづくりがすすむことを期待しています。

Q この条例の特徴はなにか

A 市民参加や行政運営など、まちづくりに関する基本的なルールとなる事項を整理し、条例としてまとめています。また、市民検討委員会の活発な論議などをもとに策定いたしました。

※帯広市では「協働のまちづくり」を推進するため、「帯広市まちづくり基本条例」を制定し、市民の皆さんと市が互いに力を合わせて分権時代にふさわしいまちづくりの取り組みを進めています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

◆まちづくり基本条例に関するお問い合わせは

帯広市役所 企画課
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
TEL 0155-24-4111

まちづくりに参加しよう

みんなでいっしょに



まちづくりの主役は市民です！

まちづくり基本条例

- 市民の皆さんと市が力を合わせて『まちづくり』をすすめるための基本的な『ルール』を定める条例です。
- これまで取り組んできた、『まちづくり』に関する大切な事柄を条例に定め、市民の皆さんと市がともに理解し実践するものです。

制定の背景(地方をとりまく環境)

- 地方分権の進展
- 厳しい国や地方の財政状況
- 地域課題の多様化・高度化
- ボランティア・NPOなどの出現

『市民』と『行政』が力を合わせて
まちづくりをすすめることが大切
そのためのルールが必要

協働のまちづくり

市民
(個人・団体・企業)

情報の共有
参加・協働

市議会

市長
(行政)

「豊かな地域社会」